

浄化槽設置事業補助金

補助金交付要件

①定住

工事完了時に町内に住民票があること。(町外から町内に転入)

②建物要件

専用住宅(延床面積の2分の1以上が居住に供する住宅)であり、販売・貸付目的でないこと。

③対象エリア

下水道が接道される計画のないエリア等の条件がありますので、お気軽に環境課までお問い合わせください。

※補助金予算には限りがありますので、申請前に再度環境課でご確認ください。

申請の期限

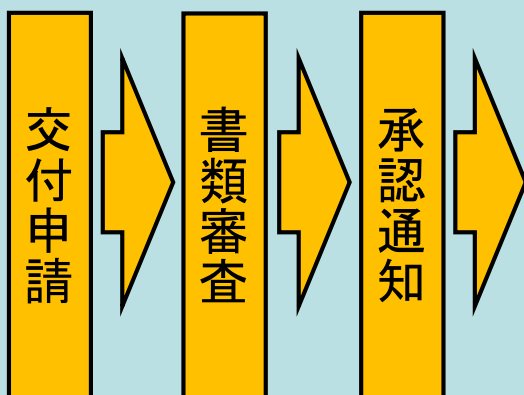
◆補助事業を利用される方は、浄化槽設置の**着工の前に**【浄化槽設置事業費補助金交付申請書】提出してください。

【浄化槽設置事業費補助金交付申請書】を受理後、環境課にて書類審査を行い、交付決定後、承認通知を発送します。

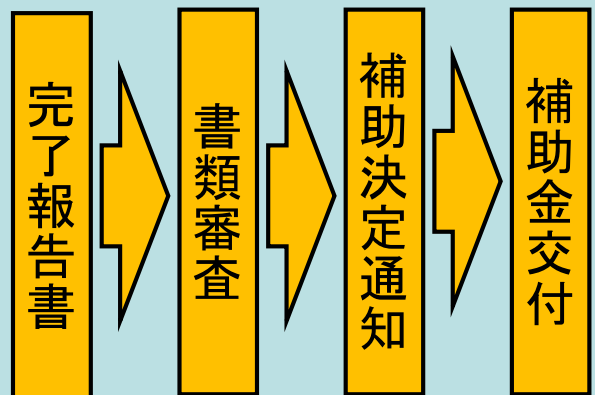
※交付申請は着工前に行い、完了報告は工事終了後、年度内に必ず提出してください。(年度内に申請⇒完了を行えない場合は次年度に工事着工を検討してください。)

補助金交付までの流れ

事業認定



完了報告



年度内に申請～完了までを終わらせてください

お問合せ 富士河口湖町環境課 0555-72-3169